

「愛知県救命救急センター設置要綱」に基づく救命救急センター指定要件確認表 (江南厚生病院)

				江南厚生病院	
項目	番号	要綱	項目詳細	適否	摘要
運営方針	①	4条1	原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる。	○	時間外・休日については、日当直体制及びオンコールによる待機制となっており、各科の連携により原則必ず受け入れる体制が整っている。初期治療後に必要な場合は、連携医療機関に転院搬送を行う運用となっている。
	②	4条2	一次及び二次救急医療施設の後方病院であり、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れる。	○	現在は二次救急医療機関として輪番制に参加しており、救急車、救急患者は24時間体制で受け入れている。また現在では、救急専門医の積極的なスタッフへの指導や救急外来、病棟の機器整備などを行い、三次救急患者を最優先で受け入れる体制を整えている。
	③	4条3	適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する。	○	症状が安定した患者については、積極的に併設病床や連携医療機関へ転棟・転院させる等、常に必要な病床を確保している。
	④	4条4	医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行う。	○	医学生の救急外来実習は積極的に受け入れており(43名)、初期研修医(20名)は、救急外来研修に1人当たり3ヶ月以上となるようローテーションを組んでいる。医師、看護師においてもBLS、ICLS等の研修を積極的に行っている。救急救命士の就業前教育や現任教育も毎年受け入れている。
整備基準	⑤	5条1	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床(概ね20床以上)の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有する。	○	救命救急センターとして、救命救急病棟(HCU)24床の専用病床を有し、重篤患者に対する高度な診療機能を有している。現在は7:1看護体制で4人夜勤だが、9月より4:1看護体制、5人夜勤を実施する予定である。ICU病棟は、2:1看護体制で3人夜勤で行っている。
	⑥	5条3	24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する。	○	時間外・休日の体制について、内科は管理日当直1名、後期研修医日当直1名、初期研修医日当直2名(日直帯4名)、外科は後期研修医日当直1名、ICU担当者1名、他の診療科は、オンコールによる待機制(産婦人科、小児科は院内待機)で、必要時には速やかに参集し診療を行う体制となっている。
	⑦	5条3(1)ア	責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。(例:日本救急医学会指導医等)	○	救命救急センター長として、日本救急医学会専門医(救急医療従事年数20年)が就任予定。
	⑧	5条3(1)イ	救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を相当数有する。(例:日本救急医学会認定医等)	○	7名を専任医師として配属予定。日本救急医学会専門医は2名在籍で、時期は未定だが増員の予定あり。また日本麻酔科学会指導医2名、日本麻酔科学会認定医5名を有する。
	⑨	5条3(1)キ	救急救命士への必要な指示体制を常時有する。	○	救急隊からのホットラインは直接医師が受け、状況に応じて具体的な指示を出し、記録をとる運用となっている。
	⑩	5条3(2)ア	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を相当数有するものとする。	○	救急外来では、HCUの看護師が常時3~4名配置されており、休日・時間外は病棟課長、外来看護師合わせて4~6名でローテーションで対応している。
	⑪	5条3(2)イ	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保する。	○	診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師は、休日・時間外は常時1名体制(~20時までは2名体制)で対応している。
	⑫	5条3(2)ウ	緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておく。	○	医師は外科直1名、ICU直1名、救外直5名が対応し、必要な場合は専門医、麻酔医が30分以内に召集できる体制が整っている。看護師は平日夜間は夜勤2名+待機2名、休日は待機4名で緊急手術に対応している。
施設及び設備	⑬	5条4(1)ア	救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室(ICU)を相当数有する。	○	HCU(24床)、ICU(6床)を有する。
	⑭	5条4(1)イ	救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設ける。	○	診察室4室、処置ベッド3台、陰圧個室1室、点滴ベッド9台、手術室10室、検査室7室、放射線撮影室8室(救急撮影室1室含む)が設置されている。
	⑮	5条4(1)エ	診療に必要な施設は耐震構造である。(併設病院を含む。)	○	免震構造である。
	⑯	5条4(2)ア	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備える。	○	マルチスライスCT16、エマージェンシーICUベッド、重症熱傷患者用備品(熱傷ベッド)等を備えている。